

# 社会福祉法人 侑愛会

## 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人侑愛会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1） 常勤役員等（法人における常勤職員と同等に勤務する役員）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- （2） 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1） 報酬については、別表第1に定める額
- （2） 賞与については、別表第2に定める額
- （3） 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- （4） 通勤手当については、職員給与規定第18条の規定に準ずる額

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1） 報酬については、別表第4に定める額
- （2） 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第11条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後7か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職特別功労金)

第7条 当法人の役員、評議員が、5年以上にわたり当法人の役員、評議員として運営に協力し、その地位を退いた時に、功労に報いるため、役員、評議員に退職特別功労金を贈る。

(退職特別功労金額)

第8条 功労金額は、役員、評議員に在任した期間に応じて、下記の算出方法による額とする。但し、法人の財政運営の困難性に鑑み、50万円を上限とする。

算出方法：退任時の5万円×在任年数

(退職特別功労金の特例)

第9条 功労金の適用が適当でない場合は、理事長の決定による。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、職員給与規程第24条の規定に準じて計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第13条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会、評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 付 則

本規程は、平成 6 年 5 月 25 日から施行する。

本規程は、平成 10 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 10 年 12 月 2 日より改正施行する。

本規程は、平成 13 年 3 月 29 日より改正施行する。

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 29 年 1 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。